

2. 中央制御室における認識

津波直後の中央制御室では、運転員は、IC の「動作状態がわからなくなつた」と証言しており、本報告書においてこれを事実認定している。この件に関わるグループ討議等を通じた運転員への聞き取り結果を以下に記す。

(1) 運転員の認識

- ① 津波襲来直後の中央制御室では、計器や機器の状態表示灯が消えていき、また、照明が消え最終的に非常灯のみとなる中、IC の隔離弁の状態表示灯も消灯した。このような中、当直長を含む複数の運転員は IC が動作しているかどうかわからなかつたと証言している。
- ② 当直長は、中央制御室では IC の動作状態が確認できることから、発電所対策本部に蒸気の吹き出し状態を確認するよう依頼していたと証言している。また、時間は明確に覚えていないものの、発電所対策本部から蒸気が出ていることを聞いた、蒸気の発生量が少なく IC の動作状態に疑問を持ったと証言している。
- ③ 発電所対策本部発電班は 11 日 16 時 44 分に蒸気が出ていることを確認している。
②に述べた当直長による依頼を受けたものかどうか特定するには至らなかつたが、蒸気が出ていることを確認した発電班員は蒸気の発生量は少なかつたと証言しており、当直長の証言とも合致することから、この確認は当直長による蒸気の確認依頼を受けて行われた行為である可能性が高いと考えられる。
- ④ IC の現場確認に向かった複数の運転員は、現場状況の確認の一環として IC の動作状態を把握するために胴側の水位を確認しに行ったと証言している。一方、IC が停止しているとの認識の下で隔離弁を手動で開けに行ったとの証言はなかつた。
- ⑤ 以上、②及び④で述べた内容は、IC の動作状況がわからないという認識のもとに実施された行為と考えられる。
- ⑥ 一方、上述の証言と反する意見として、津波襲来直前まで IC の隔離弁の開閉操作を行っていた運転員のうち 1 名から、「隔離弁 (3A 弁) が閉の状態で電源を喪失した。その事を他の運転員に伝えた。」との証言が得られている。しかし、他の運転員からは、この事實を記憶しているとの証言を得ることは出来なかつた。また、後述するとおり当該運転員の隔離弁 (3A) の操作スイッチの位置に対する記憶が変わっており、この証言が公表された各種調査結果を踏まえたものであることを否定できないものであった。以上から、本報告書においては事実認定するに至らなかつた。
- ⑦ なお、当直長は、IC の動作状態がわからなかつたことから、動作していないかもしれないと思った上で現場対応の指示を出していたと証言しており、仮にその時点で隔離弁 (3A) が閉である旨報告を受けていたとしても、以下のようないくつかの状況から、その後の現場確認を開始する時間や内容は変わるものではないとの認識を示している。
 - 津波によりタービン建屋地下階が水没し、サービス建屋 1 階も冠水、余震が継続、大津波警報が発令され、高さの異なる津波が何度も押し寄せ海側のエリアを覆う津波も確認される中では、現場の安全確認が取れておらず、必要な装備も整つていなかつたためすぐには現場に向かわせることが出来なかつた。

- しかしながら、監視計器や各種表示ランプが消灯した中央制御室ではプラントの状態を把握できないことから、当直長は今後の復旧に向けた建屋内の被害状況や進入ルートの把握、津波による電源設備の被水状況、設備の使用可否の確認等の現場確認を行う準備を開始した。現場の状況がわからないこと、設備の使用可否の判断を行うこと等を考慮し、若い運転員ではなく、当直長、当直副長に現在の現場状況を熟知している運転員を加えた2名1組の体制とした。また、万が一の場合に中央制御室から救援に向かうことができるよう、行き先を明確にするとともに、現場確認時間の制限を行った。

(参考) 当時の原子炉圧力のチャートによれば、原子炉圧力が上昇している途中で記録が停止していることから、当時 IC の隔離弁 (3A 弁) は閉であったと考えられる。

(2) 戻り配管隔離弁 (M0-3A) の操作スイッチの位置について

津波襲来直後に、隔離弁 (3A) の状態を認識する方法として操作スイッチの位置確認があるが、その位置の特定には至らなかった。これに関する運転員への聞き取り結果を以下に記す。

- ① 当時操作を行っていた運転員は、18時18分の開操作前に確認したときには閉であったと証言していたが、その後の聞き取りにおいて、記憶がないと証言している。また、当時操作を行っていた運転員の横にいたと思われる別の運転員は、閉にした後自動位置にしていたと証言していたが、その後記憶がないと証言している。
- ② 津波襲来直後、照明等を失った中央制御室で、当直長は非常用炉心冷却系を始めとして操作盤の確認を行い、原災法第15条の判断を行っているが、その際に隔離弁の操作スイッチの位置が閉であることに気付くことはなかったと証言している。
- ③ 隔離弁 (2A、3A) の表示ランプが閉状態で点灯しているのを発見し、複数の運転員で今後の対応を協議し、18時18分に開操作を行っている。開操作にあたり、通常操作スイッチが自動位置にある隔離弁 (2A) が閉状態であったため、隔離信号が入った可能性があると考え、図面等の調査を当直長を含め複数名の運転員で行っていた。当時議論を行っていた当直長を含め複数の運転員は、この時の隔離弁 (3A) の操作スイッチの位置が閉であれば当然誰かが気付いたはずであるが、その時の操作スイッチの位置については明確な記憶はないと証言している。

以上